

企業会計基準委員会(ASBJ)は、すべてのリースについて資産及び負債を認識するリース会計基準を公表しました。

新基準の適用にはシステム導入や業務プロセスの外部委託が必要なケース、準備完了までに相当の期間を要するケースも想定されます。また、特に不動産や大規模設備等を多く賃借している会社など、状況によりリース基準適用後に財務諸表の見え方が大きく変わる可能性があります。自社における影響を素早く把握し、導入までの道筋を整理することが必要です。

EYは新リース会計基準、及びIFRS第16号「リース」導入にかかる豊富な支援実績があります。影響度分析から業務プロセスやシステム導入の検討、導入後フォローまで幅広く支援を行います。

多様化する業務プロセスへの対応

課題と対応(例)



複雑な会計処理の検討が必要
→ 適切な会計処理について検討



同一ではない多数の契約があり手作業での管理が限界
→ システム導入の検討



総務部や支社など、経理部門外の対応が必要
→ 業務プロセスの標準化・文書化



継続的な会計処理によるリソース不足
→ 導入後の業務処理体制の構築

新リース基準による影響イメージ

貸借対照表

資産増加のためROAやROICが低下



損益計算書

減価償却費
支払利息

XXX
XXX

「支払賃料」が「減価償却費と支払利息」に変わるために
EBITDAが増加

財務諸表への影響を踏まえた検討

リース資産・負債の計上に伴い、各種経営指標が変動します。投資家への説明が必要となるだけでなく、社内の投資判断基準等も含めた様々な影響を検討する必要があります。

新リース基準への対応 サポート | 影響度調査からプロセス構築、導入後フォローまで

EY新日本有限責任監査法人
財務会計アドバイザリーサービス(FAAS)





影響度調査

- ・現行処理との差異把握
- ・財務数値・IT・業務プロセスに与える影響の把握
- ・検討方針策定

対応策の検討

- ・論点検討メモ(ポジションペーパー)、会計方針書作成
- ・業務プロセス検討
- ・システム対応検討
- ・開示案の検討

導入

- ・業務プロセストライアル
- ・(必要に応じ)システム導入
- ・グループ展開実施
- ・開示内容の最終化

導入後業務実施
新基準の適用開始

- ・オンサイトやマネージドサービス(アウトソーシング)によるサポート継続

難
解

- ・難解な会計基準の理解
- ・インパクトに応じた対応優先度の設定

- ・難解な会計基準への当てはめ
- ・複雑な取引の存在
- ・リース取引件数が膨大
- ・実務上の対応事例の調査

- ・リース取引件数が膨大、管理部署も多数に分布
- ・他社の開示事例調査

- ・対応案件増加に伴うリソース不足
- ・新規契約・契約変更等に伴う対応

豊富な対応実績例

店舗テナント賃借

燃料輸送契約

転リース

大量の同種契約

システム導入

本社・支社ビル賃借

連結PKG改修

EYの価値

EY独自の分析ツールや、他社への豊富な支援経験を活かし効率的、効果的な課題解決をサポート
プロジェクトを通じ関連する業務プロセス効率化へも寄与

EY新日本有限責任監査法人の監査クライアントに対しては、業務提供可能な範囲について個別相談が必要となります

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーサス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。

詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp

お問合せ

EY新日本有限責任監査法人
FAAS事業部

Tel: 03 3503 2810

Email: FAAS_net@jp.ey.com